右の者に対する労働基準法違反被告事件について、昭和六二年六月――日岡山簡 易裁判所裁判官がした勾留の裁判に対し、申立人から特別抗告の申立があつたが、 右裁判に対しては、刑訴法四二九条一項により地方裁判所に準抗告をすることがで きるのであるから、直接当裁判所に申し立てた本件特別抗告は、同法四三三条一項 の要件を備えない不適法なものである。

よつて、同法四三四条、四二六条により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり 決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

昭和六二年六月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判	官	佐	藤	哲		郎
裁判	官	角	田	禮	次	郎
裁判	官	高	島	益		郎
裁判	官	大	内	恒		夫
裁半	官	四 ツ	谷			巖